

2020年2月14日株式会社日本政策金融公庫

「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の皆さまに対して、令和2年1月29日付で「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しておりましたが、このたび令和2年2月14日付で「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を設置しました。

また、日本公庫国民生活事業においては、同感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営の安定を図るため、令和2年2月21日から「衛生環境激変特別貸付」を実施します。

日本公庫は、同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、引き続き政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

※中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先

最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。

各支店の住所・電話番号等は日本公庫ホームページをご覧ください(受付時間:平日 9:00~17:00)

※農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先

本店 農林水産事業本部 TEL:0120-926478

(参考) 主な融資制度

1. 経営環境変化対応資金

	国民生活事業	中小企業事業(※)
融資限度額	4千8百万円	7億2千万円
融資期間(うち据置期間)	設備資金 15	年以内(3年以内)
	運転資金 8	年以内(3年以内)

2. 海外展開•事業再編資金

	国民生活事業	中小企業事業(※)
融資限度額	7 千 2 百万円	1 4 億 4 千万円
(うち運転資金)	(4千8百万円)	(9億6千万円)
融資期間(うち据置期間)	設備資金 20	年以内 (2年以内)
<いずれも原則>	運転資金 7	年以内(2年以内)

(※) 中小企業事業については、長期資金のみが対象となります。

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付(国民生活事業)

	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資
	金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する <u>旅館業、飲食店営</u>
デモルロンナーナシナフナ	<u>業及び喫茶店営業</u> を営む方
ご利用いただける方	(1)最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%
	以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること
	(2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1千万円(旅館業を営む方は、別枠3千万円)
融資期間(うち据置期間)	7年以内(2年以内)
利 率	基準利率。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組
	合員の方については、特別利率 C(基準利率-0.9%)
取 扱 期 間	令和2年2月21日(金)から令和2年8月31日(月)まで
	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響
お申込みに	に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業
必要な書類	組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振
	興事業に係る資金証明書」が必要となります。